

## 第7期和泉市障がい福祉計画及び第3期和泉市障がい児福祉計画(第2回協議会からの変更点)

※軽微な文言の修正は除いています。

ページ	修正前	修正後
42・43		<p>4. 障がい児・者福祉に関する課題 略</p> <p>※市民アンケート調査の結果を単に数値の結果として掲載するだけでなく、結果を踏まえて課題のまとめとして追記しました。</p>
45	<p>(3)入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応した提供体制の整備 略</p>	<p>(3)入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応した提供体制の整備 略</p> <p><u>また、卒業や就職等の生活環境の変化を見据えた相談支援を中心とした継続的な支援体制を整備するとともに、精神病床における長期入院患者の地域生活の移行に向けて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。</u></p> <p>※大阪府との事前協議の結果を踏まえて文言を追加しました。</p>
46	<p>(4)障がい福祉人材の確保・定着、人材育成</p> <p>障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。また、支援の質の向上を図るため、研修等を通じた障がい福祉サービスに携わる人材の育成を推進します。</p>	<p>(4)障がい福祉人材の確保・定着、人材育成</p> <p>障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。<u>そのため、支援の質の向上を図るための研修の実施、多職種間の連携の推進、福祉現場の魅力発信等を通じた障がい福祉サービスに携わる人材の確保・育成を推進するとともに、ハラスメント対</u></p>

ページ	修正前	修正後
		<p><u>策やICTなどの活用により業務の効率化を図ることで、より充実したサービスが提供できるような体制整備を目指します。</u></p> <p>※大阪府との事前協議の結果を踏まえて文言を追加しました。</p>
48	<p>(3)地域生活の移行や地域定着のための支援体制の確保 略</p> <p>こうした支援体制の充実を図り、また精神保健医療福祉体制の基盤整備を進めることで精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて取組みます。</p>	<p>(3)地域生活の移行や地域定着のための支援体制の確保 略</p> <p><u>さらに、精神障がい者のニーズを把握、必要なサービスの充実を図るとともに、精神保健医療福祉体制の基盤整備を進めることで精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組めます。</u></p> <p>※大阪府との事前協議の結果を踏まえて文言を追加しました。</p>
49	<p>(8)障がい者等に対する虐待の防止 略</p>	<p>(8)障がい者等に対する虐待の防止 略</p> <p><u>その他、障がい福祉サービス等の事業者に対して、虐待防止や成年後見制度の利用促進に関する研修を行うことで、権利擁護の意識向上に努めます。</u></p> <p>※大阪府との事前協議の結果を踏まえて文言を追加しました。</p>
49	<p>(9)障がい福祉サービス等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実</p> <p>障がい福祉サービス事業所等を利用する障がい者等が安心して生活できるよう、権利擁護の視点も含めた職員への研修を充実することや、本人の意思に反した異性介助が行われないよう、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の</p>	<p>(9)障がい福祉サービス等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組みや事業所における研修等の充実</p> <p>障がい福祉サービス事業所等を利用する障がい者等が安心して生活できるよう、<u>利用者の安全確保、防災、感染症対策等の取組みを進めます。</u></p> <p><u>また、権利擁護の視点も含めた職員への研修を充実すること</u></p>

ページ	修正前	修正後
	<p>意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制の整備を促進します。</p>	<p>や、本人の意思に反した異性介助が行われることがないように、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制の整備を促進します。</p> <p>※大阪府との事前協議の結果を踏まえて文言を追加しました。</p>
50	<p>(11)障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進 障がい者の文化芸術活動による社会参加等の促進に向けて、文化芸術活動に参加する機会の確保や障がい者の文化芸術活動の情報収集・発信など障がい者の文化芸術活動を促進します。</p>	<p>(11)障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進 障がい者の文化芸術活動による社会参加等の促進に向けて、<u>関係者間のネットワークづくりを進めるとともに</u>、文化芸術活動に参加する機会の確保や障がい者の文化芸術活動の情報収集・発信など障がい者の文化芸術活動を促進します。</p> <p>※大阪府との事前協議の結果を踏まえて文言を追加しました。</p>
53	<p>(3)地域生活支援の充実 障がいのある人が住み慣れた地域で生活続けることができるよう、障がい者基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター(委託相談支援事業者)、障がい福祉サービス事業者等の関係機関の連携により、相談支援体制の充実、緊急時の受け入れ等の基盤として、地域生活支援拠点を運用していきます。 略</p> <p>【成果目標の考え方】 略</p>	<p>(3)地域生活支援の充実 障がいのある人が住み慣れた地域で生活続けることができるよう、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター(委託相談支援事業者)、障がい福祉サービス事業者等の関係機関の連携により、相談支援体制の充実、緊急時の受け入れ等の基盤として、地域生活支援拠点を運用<u>します</u>。 略</p> <p><u>その他、大阪府等と連携して強度行動障がい者の実情や支援サービス等に関する調査を実施します。</u></p> <p>【成果目標の考え方】 略</p>

ページ	修正前	修正後
		<p>● <u>強度行動障がい</u>を有する者に対する支援体制の充実  <u>令和 8 年度末までに強度行動障がい者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるため、大阪府等と連携して実態調査を実施します。</u></p> <p>※大阪府との事前協議の結果を踏まえ、強度行動障がいに関する実態調査の記載を追加しました。</p>
54	(4)福祉施設から一般就労への移行等 略	<p>(4)福祉施設から一般就労への移行等 略</p> <p>● <u>就労支援部会の設置</u>  <u>現在、自立支援協議会就労支援部会において、就労支援に関する協議していますが、継続して就労支援部会において協議を進めていきます。</u></p>

ページ	修正前	修正後																																										
55	<p><b>【成果目標】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度 (実績)</th> <th>令和8年度 (目標値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数</td> <td>28人</td> <td><u>44人</u></td> </tr> <tr> <td>  就労移行支援事業</td> <td>13人</td> <td><u>18人以上</u></td> </tr> <tr> <td>  就労継続支援 A 型事業</td> <td>7人</td> <td><u>10人以上</u></td> </tr> <tr> <td>  就労継続支援 B 型事業</td> <td>8人</td> <td><u>11人以上</u></td> </tr> <tr> <td>  生活介護・自立訓練</td> <td>0人</td> <td><u>1人以上</u></td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度 (実績)	令和8年度 (目標値)	就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数	28人	<u>44人</u>	就労移行支援事業	13人	<u>18人以上</u>	就労継続支援 A 型事業	7人	<u>10人以上</u>	就労継続支援 B 型事業	8人	<u>11人以上</u>	生活介護・自立訓練	0人	<u>1人以上</u>	<p><b>【成果目標】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度 (実績)</th> <th>令和8年度 (目標値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数</td> <td>28人</td> <td><u>44人以上</u></td> </tr> <tr> <td>  就労移行支援事業</td> <td>13人</td> <td><u>20人以上</u></td> </tr> <tr> <td>  就労継続支援 A 型事業</td> <td>7人</td> <td><u>11人以上</u></td> </tr> <tr> <td>  就労継続支援 B 型事業</td> <td>8人</td> <td><u>12人以上</u></td> </tr> <tr> <td>  生活介護・自立訓練</td> <td>0人</td> <td><u>1人以上</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※内訳を合計数と一致するようにしました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度 (実績)</th> <th>令和8年度 (目標値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労支援部会の設置</td> <td>設置</td> <td>設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>※大阪府との事前協議の結果を踏まえ、追記しました。なお、本市では平成29年度より就労支援部会を設置しています。</p>		令和3年度 (実績)	令和8年度 (目標値)	就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数	28人	<u>44人以上</u>	就労移行支援事業	13人	<u>20人以上</u>	就労継続支援 A 型事業	7人	<u>11人以上</u>	就労継続支援 B 型事業	8人	<u>12人以上</u>	生活介護・自立訓練	0人	<u>1人以上</u>		令和3年度 (実績)	令和8年度 (目標値)	就労支援部会の設置	設置	設置
	令和3年度 (実績)	令和8年度 (目標値)																																										
就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数	28人	<u>44人</u>																																										
就労移行支援事業	13人	<u>18人以上</u>																																										
就労継続支援 A 型事業	7人	<u>10人以上</u>																																										
就労継続支援 B 型事業	8人	<u>11人以上</u>																																										
生活介護・自立訓練	0人	<u>1人以上</u>																																										
	令和3年度 (実績)	令和8年度 (目標値)																																										
就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数	28人	<u>44人以上</u>																																										
就労移行支援事業	13人	<u>20人以上</u>																																										
就労継続支援 A 型事業	7人	<u>11人以上</u>																																										
就労継続支援 B 型事業	8人	<u>12人以上</u>																																										
生活介護・自立訓練	0人	<u>1人以上</u>																																										
	令和3年度 (実績)	令和8年度 (目標値)																																										
就労支援部会の設置	設置	設置																																										
56	<p>(5)相談支援体制の充実及び自立支援協議会の活性化略</p> <p>その他、意思決定支援の促進、個別支援計画の質の向上、社会資源の把握及び利活用の促進、障がい福祉人材の確保・育成、権利擁護の推進など総合的に障がい者の自立支援に向けた体制整備に取り組みます。</p>	<p>(5)相談支援体制の充実及び自立支援協議会の活性化略</p> <p>その他、意思決定支援の促進、個別支援計画の質の向上、社会資源の把握及び利活用の促進、障がい福祉人材の確保・育成、権利擁護の推進、<u>障がい者の社会参加の促進</u>など総合的に障がい者の自立支援に向けた体制整備に取り組みます。</p> <p>※協議会での意見を踏まえて修正しました。</p>																																										

ページ	修正前	修正後																																																																																
57	<p><b>【主な活動指標】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言(件/年)</td> <td>4件</td> <td>4件</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>地域の相談支援事業者の人材育成の支援(件/年)</td> <td><u>1件以上</u></td> <td><u>1件以上</u></td> <td><u>1件以上</u></td> </tr> <tr> <td>地域の相談機関との連携強化の取組み(回/年)</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>個別事例の支援内容の検証(回/年)</td> <td><u>1回以上</u></td> <td><u>1回以上</u></td> <td><u>1回以上</u></td> </tr> <tr> <td>基幹相談支援センターの主任相談支援専門員の配置(配置数)</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施【実施回数(回/年)】</td> <td><u>1回以上</u></td> <td><u>1回以上</u></td> <td><u>1回以上</u></td> </tr> <tr> <td>【参加事業者数(者/年)】</td> <td><u>1者</u></td> <td><u>1者</u></td> <td><u>1者</u></td> </tr> <tr> <td>専門部会の設置【設置数】</td> <td>6部会</td> <td>6部会</td> <td>6部会</td> </tr> <tr> <td>【実施回数(回/年)】</td> <td>6回以上</td> <td>6回以上</td> <td>6回以上</td> </tr> </tbody> </table>		令和6年度	令和7年度	令和8年度	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言(件/年)	4件	4件	4件	地域の相談支援事業者の人材育成の支援(件/年)	<u>1件以上</u>	<u>1件以上</u>	<u>1件以上</u>	地域の相談機関との連携強化の取組み(回/年)	1回	1回	1回	個別事例の支援内容の検証(回/年)	<u>1回以上</u>	<u>1回以上</u>	<u>1回以上</u>	基幹相談支援センターの主任相談支援専門員の配置(配置数)	0人	1人	1人	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施【実施回数(回/年)】	<u>1回以上</u>	<u>1回以上</u>	<u>1回以上</u>	【参加事業者数(者/年)】	<u>1者</u>	<u>1者</u>	<u>1者</u>	専門部会の設置【設置数】	6部会	6部会	6部会	【実施回数(回/年)】	6回以上	6回以上	6回以上	<p><b>【主な活動指標】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言(件/年)</td> <td>4件</td> <td>4件</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>地域の相談支援事業者の人材育成の支援(件/年)</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>地域の相談機関との連携強化の取組み(回/年)</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>個別事例の支援内容の検証(回/年)</td> <td>4回</td> <td>4回</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>基幹相談支援センターの主任相談支援専門員の配置(配置数)</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施【実施回数(回/年)】</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>【参加事業者数(社/年)】</td> <td>1社</td> <td>1社</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>専門部会の設置【設置数】</td> <td>6部会</td> <td>6部会</td> <td>6部会</td> </tr> <tr> <td>【実施回数(回/年)】</td> <td>6回以上</td> <td>6回以上</td> <td>6回以上</td> </tr> </tbody> </table>		令和6年度	令和7年度	令和8年度	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言(件/年)	4件	4件	4件	地域の相談支援事業者の人材育成の支援(件/年)	1件	1件	1件	地域の相談機関との連携強化の取組み(回/年)	1回	1回	1回	個別事例の支援内容の検証(回/年)	4回	4回	4回	基幹相談支援センターの主任相談支援専門員の配置(配置数)	0人	1人	1人	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施【実施回数(回/年)】	3回	3回	3回	【参加事業者数(社/年)】	1社	1社	1社	専門部会の設置【設置数】	6部会	6部会	6部会	【実施回数(回/年)】	6回以上	6回以上	6回以上
	令和6年度	令和7年度	令和8年度																																																																															
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言(件/年)	4件	4件	4件																																																																															
地域の相談支援事業者の人材育成の支援(件/年)	<u>1件以上</u>	<u>1件以上</u>	<u>1件以上</u>																																																																															
地域の相談機関との連携強化の取組み(回/年)	1回	1回	1回																																																																															
個別事例の支援内容の検証(回/年)	<u>1回以上</u>	<u>1回以上</u>	<u>1回以上</u>																																																																															
基幹相談支援センターの主任相談支援専門員の配置(配置数)	0人	1人	1人																																																																															
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施【実施回数(回/年)】	<u>1回以上</u>	<u>1回以上</u>	<u>1回以上</u>																																																																															
【参加事業者数(者/年)】	<u>1者</u>	<u>1者</u>	<u>1者</u>																																																																															
専門部会の設置【設置数】	6部会	6部会	6部会																																																																															
【実施回数(回/年)】	6回以上	6回以上	6回以上																																																																															
	令和6年度	令和7年度	令和8年度																																																																															
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言(件/年)	4件	4件	4件																																																																															
地域の相談支援事業者の人材育成の支援(件/年)	1件	1件	1件																																																																															
地域の相談機関との連携強化の取組み(回/年)	1回	1回	1回																																																																															
個別事例の支援内容の検証(回/年)	4回	4回	4回																																																																															
基幹相談支援センターの主任相談支援専門員の配置(配置数)	0人	1人	1人																																																																															
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施【実施回数(回/年)】	3回	3回	3回																																																																															
【参加事業者数(社/年)】	1社	1社	1社																																																																															
専門部会の設置【設置数】	6部会	6部会	6部会																																																																															
【実施回数(回/年)】	6回以上	6回以上	6回以上																																																																															

ページ	修正前	修正後
70～72	③ 自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練)	<p>③ <u>自立訓練(機能訓練)</u></p> <p>③ <u>自立訓練(生活訓練)</u></p> <p>③ <u>自立訓練(宿泊型自立訓練)</u></p> <p>※大阪府との事前協議の結果を踏まえ、自立訓練において、各個別で数値目標を設定しました。</p>
97	<p>(3)地域社会への参加・包容の推進</p> <p>地域社会の中に障がい児に対応できる<u>環境を整え</u>ば、すべての子どもたちの健やかな成長・発達を支える生活に寄与するとともに、保護者も地域の中で子育てしやすくなることとなり、このことが社会全体が目指すインクルージョンなあり方です。</p>	<p>(3)地域社会への参加・包容の推進</p> <p>地域社会の中に障がい児に対応できる<u>環境を整え</u>、すべての子どもたちの健やかな成長・発達を支える生活に寄与するとともに、保護者が地域の中で子育てしやすくなるのが社会全体が目指すインクルージョンなあり方です。</p> <p>※協議会での意見を踏まえて修正しました。</p>
98 3段落目	<p>(4)特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備略</p> <p>本市では、医療的ケアが必要な子どもと家族の状況を踏まえ、個々の発達段階に応じた支援の実施とともに、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の多職種が協働できるよう支援の調整を図り、医療的ケアが必要な子どもとその家族が抱える課題解決に向けた個別支援を行う医療的ケア児コーディネーターを配置しています。</p>	<p>(4)特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備略</p> <p>本市では、医療的ケアが必要な子どもと家族の状況を踏まえ、<u>入院中から退院後の生活を見据え</u>、個々の発達段階に応じた支援の実施とともに、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の多職種が協働できるよう支援の調整を図り、医療的ケアが必要な子どもとその家族が抱える課題解決に向けた個別支援を行う医療的ケア児コーディネーターを配置しています。</p> <p>※大阪府との事前協議の結果を踏まえて文言を追加しました。</p>

ページ	修正前	修正後
98 6段落目 の後(未 尾)	(4)特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備 略	(4)特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備 略  <u>また、大阪府と連携して、強度行動障がいや高次脳機能障がい を有する障がい児の支援ニーズの把握、課題の整理に取組 みます。</u>  ※大阪府との事前協議の結果を踏まえて、強度行動障がいや 高次脳機能障がいを有する障がい児の支援ニーズの把握、課 題の整理に取り組むことを追加しました。
103 枠内	④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 【国の基本指針】 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村におい て、医療的ケア児等支援のための保健、医療、障がい福祉、保 育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を各関連 分野の支援を受けることができるよう協議の場に関する関係機 関の協議の場を、各都道府県、各圏域、各市町村で設置する。 【府の基本指針】 令和8年度末までに、医療的ケアを要する重症心身障がい児 に関する関係機関の協議の場を、府、各圏域、各市町村で設置 することを基本とする。また、設置済みの市町村においては、心 身状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連 分野の支援を受けることができるよう協議の場を活性化するこ と。	④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 【国の基本指針】 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村におい て、医療的ケア児等支援のための保健、医療、障がい福祉、保 育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を <u>設け るとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置 することを基本とする。</u> 【府の基本指針】 令和8年度末までに、医療的ケアを要する重症心身障がい児 に関する関係機関の協議の場を、府、各圏域、各市町村で設置 することを基本とする。また、設置済みの市町村においては、心 身状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連 分野の支援を受けることができるよう協議の場を活性化するこ と。 <u>また、令和8年度末までに、医療的ケア児等コーディネ</u>

ページ	修正前	修正後															
		<p><u>ーターについて、福祉関係、医療関係各1名以上、地域の実情に応じて市町村に配置することを基本とする。</u></p> <p>※大阪府との事前協議の結果を踏まえて、医療的ケア児等コーディネーターの配置を追加しました。</p>															
103	<p><b>【成果目標】</b></p> <table border="1" data-bbox="331 533 1182 778"> <thead> <tr> <th data-bbox="331 533 734 683"></th> <th data-bbox="734 533 907 683">現状値 令和4年度末</th> <th data-bbox="907 533 1182 683">目標値 令和8年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="331 683 734 778">医療的ケア児支援のための協議の場</td> <td data-bbox="734 683 907 778">設置</td> <td data-bbox="907 683 1182 778">設置</td> </tr> </tbody> </table>		現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末	医療的ケア児支援のための協議の場	設置	設置	<p><b>【成果目標】</b></p> <table border="1" data-bbox="1240 533 2085 874"> <thead> <tr> <th data-bbox="1240 533 1644 683"></th> <th data-bbox="1644 533 1816 683">現状値 令和4年度末</th> <th data-bbox="1816 533 2085 683">目標値 令和8年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1240 683 1644 778">医療的ケア児支援のための協議の場</td> <td data-bbox="1644 683 1816 778">設置</td> <td data-bbox="1816 683 2085 778">設置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 778 1644 874"><u>医療的ケア児等コーディネーターの配置</u></td> <td data-bbox="1644 778 1816 874"><u>2名</u></td> <td data-bbox="1816 778 2085 874"><u>福祉関係1人 医療関係1人</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※大阪府との事前協議の結果を踏まえて、活動指標に記載している医療的ケア児等コーディネーターの配置を成果目標にも追加しました。</p>		現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末	医療的ケア児支援のための協議の場	設置	設置	<u>医療的ケア児等コーディネーターの配置</u>	<u>2名</u>	<u>福祉関係1人 医療関係1人</u>
	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末															
医療的ケア児支援のための協議の場	設置	設置															
	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末															
医療的ケア児支援のための協議の場	設置	設置															
<u>医療的ケア児等コーディネーターの配置</u>	<u>2名</u>	<u>福祉関係1人 医療関係1人</u>															